

競技会救急安全委員規定

JAF中部地域クラブ協議会（以下「JMRC中部」という。）は、競技会の安全運営の徹底と安全意識の高揚を図るため、本規定を制定する。

第1条 目的

本規定の目的は、JMRC中部における各シリーズ戦の救急体制の充実を図り、競技会の安全性の向上に資することであり、不測の事態が発生したとき、可能な範囲で適切な応急手当を施すことができる体制を作ることにある。

第2条 適用範囲

本規定の適用を受ける競技会は、JMRC中部認定のシリーズ戦とする。

第3条 認定救急安全委員

本規定に定める認定救急安全委員とは、JMRC中部運営委員会が認めた救急安全に関する講習会を受講した者で、JMRC中部運営委員会が発給した有効な救急安全委員認定証を所持している者をいう。

第4条 認定講習会

前条のJMRC中部運営委員会が認めた救急安全に関する講習会とは、運転者等の応急手当及び救急救命を内容とした講習会で、~~講習時間が5時間以上であって~~、次の各号に示す講習会とする。

- 1) JMRC中部運営委員会の各部会、委員会及び支部が主催するレスキュー講習会
- 2) (社)日本自動車連盟が主催する講習会
- 3) 日本赤十字社が主催する講習会
- 4) 市区町村の消防本部及び消防署が主催する講習会
- 5) その他、JMRC中部運営委員会が認めたもの。

第5条 救急安全委員認定証

- 1) 認定講習会を受講した者は、必要書類を添えて、JMRC中部運営委員会に救急安全委員認定証の発給を申請する。ただし、前条第1項第1号の講習会にあつては、講習会を主催した、各部会、委員会及び支部の代表者がまとめて申請することができる。
- 2) JMRC中部運営委員会は、前項の申請を受けたときは、速やかに申請書を審査し、救急安全委員認定証を発給する。
- 3) 第1項に定める、申請に必要な書類とは、申請書と認定講習会主催者が発行した、受講終了証等の受講を証明できるものをいう。
- 4) JMRC中部運営委員会は、認定講習会の主催者、若しくは講習会の講師が所属する団体等が発行した受講終了証等をもって、救急安全委員認定証に代えることができる。
- 5) JMRC中部運営委員会は、前項の規定により受講終了証等を救急安全委員認定証と認めた場合は、その旨を公表するものとする。

第6条 有効期間

救急安全委員認定証の有効期間は次のとおりとする。

- 1) 第4条第1項第1号の講習会を受講した者の救急安全委員認定証の有効期間は、受講した日から2年間とする。
- 2) 第4条第1項第2号から第5号までの講習会を受講した者の救急安全委員認定証の有効期間は、受講した日から1年間とする。

第7条 JMRC中部運営委員会の責務

JMRC中部運営委員会は、救急安全に関する講習会を、年に1回以上開催しなければならない。

第8条 オーガナイザーの責務

オーガナイザーは、主催する競技会に認定救急安全委員を選任しなければならない。

第9条 氏名の公表

- 1) JMRC中部運営委員会は、救急安全委員認定証を発給した者の氏名を公表する。
- 2) オーガナイザーは、競技会の公式プログラム、特別規則書、若しくは、公式通知によって、当該競技会の認定救急安全委員の氏名を公表しなければならない。

第10条 競技会審査委員会による確認

競技会審査委員会は、当該競技会に選任されている認定救急安全委員が有効な救急安全委員認定証を所持していることを確認しなければならない。

第11条 医師等の特例措置

- 1) 医師、看護師、救急救命士の有資格者は、認定救急安全委員とする。
- 2) 前項の認定救急安全委員には、救急安全委員認定証の所持を免除する。

第12条 救急安全委員認定証の再発行

- 1) 救急安全委員認定証を紛失した者は、JMRC中部運営委員会に救急安全委員認定証の再発行を申請することができる。
- 2) 前項の規定により救急安全委員認定証の再発行の申請があった場合、JMRC中部運営委員会は、残りの有効期間について救急安全委員認定証を再発行する。

第13条 罰則

JMRC中部運営委員会は競技会に認定救急安全委員を選任しなかったオーガナイザーを公表する。

第14条 本規定の施行

本規定は、2005年1月8日から施行する。

2005年

JMRC中部共済 給付細則

1986年	9月23日	制定	
1986年	11月1日	適用	
1987年	1月1日	施行	
1995年	12月9日	改定	
1996年	11月4日	改定	
1998年	12月6日	改定	
1999年	11月7日	改定	
2007年	9月16日	改定	
2008年	1月1日	施行	
2022年	1月29日	改定	
<u>2024年</u>	<u>12月</u>	<u>3日</u>	改定
<u>2025年</u>	<u>4月</u>	<u>1日</u>	施行

JAF中地域クラブ協議会共済規定（以下、規定という）に基づき、以下の細則を定め給付を行う。

第1条 人身事故への給付

規定10条に定める人身事故への給付は、次のとおりとする。

1. 一事故、同一人に対する給付最高限度額は500万円とする。
2. 給付の区分は、500万円を上限として別表の給付区分表に定める。
- ~~3. JMRC共同共済の適用の場合は、重複給付は行わない。但し、JMRC共同共済の給付規定に該当せず、JMRC中部共済の給付規定に該当する場合、JMRC中部共済を適用する。~~

第2条 規定第11条に定める地位保全への給付は次のとおりとする。

1. 給付は、その都度、運営委員会によりその額を決定する。
2. 対象競技会はJAFに公認され、かつ国内で開催されたものとする。
- ~~3. JMRC共同共済の適用の場合は、重複給付は行わない。~~

第3条 給付請求の方法

給付の請求は、別に定める書式によって、当該主催クラブまたは本人よりJMRC中部事務局に提出して行う。尚、申請書類は次のものを用意しなければならない。

1. 申請書：記載項目を全て記入した所定の申請書。
2. 添付書類：ライセンス又は運転免許証の写し、診断書（給付予想額が10万円以上の場合）またはその写し。給付予想額が10万円以下の場合、入院した期間や医療機関名が客観的に分かる資料（入院給付の場合）、通院した日にちや医療機関名が客観的に分かる資料（通院給付の場合）を添付する。
3. その他：審査の段階でJMRC中部運営委員会が必要としたもの。

第4条 損害の確認及び査定

1. JMRC中部運営委員会は、損害の確認について主催クラブ及び該当事案の関係者に事故原因及び損害の確認をすることがある。
2. JMRC中部運営委員会は給付金額の査定について保険会社及び弁護士等の助言を求めることがある。最終的な査定は運営委員会でおこなうものとする。

第5条 再査定請求

被共済者（受給者）は、給付金額について異議等がある場合、再査定の申請をすることができる。その際はJMRC中部共済給付申請書の申請理由欄に異議申し立ての内容を記してJMR

C中部へ再提出すること。JMRC中部運営委員会は直近の運営委員会で再査定し、査定額を算出する。被共済者（受給者）は、再査定された金額について異議を申し立てることはできない。

第6条 共済金支払先

共済金の振り込みは原則として共済金請求書の被共済者名（けがをされた方）とし、その他の者が受け取ることを希望する場合、JMRC中部運営委員会で協議し決定する。

第7条 個人情報の取り扱い

JMRC中部運営委員会は共済金査定において被共済者及び受給者から知り得たセンシティブ情報を含む個人情報を関係機関と共有することがある。ただし、それ以外の目的で個人情報を利用することを禁止する。被共済者及び受給者は申請書記入に際し、上記事項に同意したものとする。

第8条 改定

本細則の改定は、JMRC中部運営委員会の過半数の賛成を必要とする。

以上

社会的権利保全のための給付細則

2022年 1月29日制定

2022年 2月 1日施行

2024年12月 3日制定2025年 4月 1日施行

第1条 給付の定義

規定第3条に示す被共済者およびJMRC中部運営委員会が規定第2条に示す対象競技を参加・運営(JMRC中部の年間運営を含む)するに起因して生じる次の事項について、被共済者およびJMRC中部運営委員会の人権及び社会的権利保全のために共済金を給付する。

第2条 支払いの制限

共済金を支払わない場合

- ① 被共済者の故意
- ② 被共済者と同居する親族に対する事案
- ③ その他JMRC運営委員会で支払わないと決めたもの

第3条 支払いの範囲

- ① 第1条に示す事項を履行中に起因した対人対物の賠償事案を対象とし、被害者が具体的に遺失した事項が明らかな場合に給付する。
- ② 被共済者が被害者に対して行う賠償義務の弁済としての支出を給付する。ただし被共済者が弁済によって代位取得するものがある場合はその価格を控除する。
- ③ その他JMRC中部運営委員会が特に認める事案。

第4条 給付金の制限

- ① 一事故・一事案に対し ~~1000~~ 500万円を限度とする。
- ~~② JMRC共同共済が適用される場合は、給付されない。~~
- ③ 自動車保険等で被害者の遺失に対する賠償義務が履行されている場合、本共済からの給付は行わない。
- ④ 該当年度に複数の支払い事項があり、共済基金が給付認定額を下回る場合は、該当年度の共済基金の準備額を支払いの限度額とする。

第5条 給付に関する諸条件

- ① 給付の内容については、JMRC運営委員会にて協議し、委員の過半数の賛同を必要とする。
- ② 給付内容について異議申し立てがある場合、被共済者はJMRC中部運営委員会に対して書面をもって異議を申し立てることができる。JMRC中部運営委員会は書面を受け取った直近またはその次の委員会で再議決をする。再議決以降の申し立てについて、JMRC中部運営委員会はこれを受理しない。

第6条 請求権の消滅

該当事案が起きた日から起算して3年を経過したものは請求権を失う。

第7条 共済金請求

給付の請求は書面をもって行う。

- ① 共済金請求書
- ② 本請求に該当することを示す書類
(競技会への参加を証明するもの、事故・事案の起こった事実を客観的に証明できるもの)
- ③ 事案の原因・状況及び損害の程度・金額を示すもの
(現場・被害物の写真、修理見積・被害者の診断書等)